

回 答

【1】

①住民の福祉の増進を基本に、医療・介護・福祉などの社会保障施策において、自治体として必要な事業の充実に努めています。【福祉課】

②今回の臨時交付金対象事業は、世界同時不況に対処するための緊急経済対策事業であると認識しておりますので、事業の継続に関しては、事業の有効性や経済の回復度合いを勘案しながら、国において判断がなされるものと考えます。

なお、市町村独自の施策を実施するためには、独自財源の確保、拡大が重要となりますので、財源の確保に向けての国県への要望は、継続していきたいと考えます。【財政課】

③現在のところ、行政サービス制限条例を導入する予定はありません。【税務課】

【2】

1.

(1)

①第1号被保険者の保険料については、能力に応じた負担を求めるという観点から、国が示している段階のうちの8段階を採用しており、低所得者の負担は軽減されていると考えています。

【福祉課】

②高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、社会福祉法人の軽減、境界層の取扱いにより実施しています。また、医療費と介護サービス費の両方を負担する世帯に対して高額医療・高額介護合算制度が本年度8月より新設されました。【福祉課】

③一律に制限の対象とはしておらず、利用できるかどうかのフローチャートに沿って判断し、利用者ごとに必要だと判断できればサービスの利用の許可をしています。また、その内容をケアマネジャーが集まる会議で周知しています。【福祉課】

④介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設の施設整備については、県の計画に沿って基盤整備されています。第4期計画において、小規模特別養護老人ホームの建設が計画されています。

助成制度については、考えていません。【福祉課】

⑤介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設の施設整備については、県の計画に沿って基盤整備がされています。

回 答

また、常滑市の第4期計画において、小規模特別養護老人ホームの建設を計画しています。助成制度については考えていません。【福祉課】

⑥介護従事者については、厳しい労働環境などから離職率が高くなっています。事業者における人材確保が非常に難しくなってきており、そのため、平成20年5月28日の通常国会で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の待遇改善に関する法律」が成立し、今年度の介護報酬改定により待遇改善がなされたと理解しています。

独自の支援は現在のところは考えていません。【福祉課】

(2)

①月～金（祝日年末年始除く）の夕食で実施しています。土日が必要な場合は個人が業者に依頼できるように紹介しています。ふれあい方式は他の事業（特定高齢者閉じこもり予防事業）で実施しています。助成額の増加は現在のところ考えていません。【福祉課】

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの状況確認については民生委員を通じて行っています。また、介護認定を受けていない単身、高齢夫婦世帯などに対しては軽度な日常生活上の援助を行う軽度生活援助サービスがあり、この対象者には買い物や掃除等の生活支援を行っています。【福祉課】

イ. 車椅子、担架等利用する方で要介護3以上及び身障者手帳3級以上の市民税非課税世帯の方には市内の送迎について無料の送迎を行っています。巡回バスなどの実施については、現在のところ考えていません。【福祉課】

ウ. 地域のサロン等に社会福祉協議会がふれあい活動支援事業の助成を行っており、仲間づくり、健康維持・増進の活動を行っています。【福祉課】

エ. 現在のところ考えていません。【福祉課】

(3)

①障がい者控除の対象となるのは、障がいの程度が「障害者手帳を有するものに準ずる者」が該当します。個々の状況を判断して交付するため、主治医意見書での確認をして交付します。【福祉課】

回 答

②現在において、要介護認定者全員に申請書を郵送する予定はなく申請に基づいて必要な人に交付します。また、周知方法については、税の申告時期に広報紙への掲載、12月送付の介護保険給付費通知書にチラシを同封、ケアマネジャー会議での情報提供や関係施設への文書配布など、効果的な周知に努めます。【福祉課】

2、

①現在、市単独でひとり暮らし非課税者を対象に補助しています。拡大予定はありません。【保険年金課】

②高齢者が必要な医療を受ける機会を損なうことがないよう留意して適切に運用しています。現在該当者はいません。【保険年金課】

③県の補助事業でもあり、県の動向を見守ります。【保険年金課】

3、

①単独では拡大予定はありません。【保険年金課】

②平成22年度は、県内市町村と歩調を合わせ、産前14回、産後1回の助成をしていきます。来年度以降については、原則、国庫補助があれば、22年度と同じ内容で助成していきたいと考えています。【保健予防課】

③就学援助については、生活保護世帯である要保護児童生徒のほか、生活保護法の要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる準要保護児童生徒を対象としています。

準要保護児童生徒のうち、所得調査を要する世帯は生活保護基準額の1.3倍を基本に認定の判断を行っています。

申請の受付については、児童生徒の状況を把握している学校が保護者との密接な関わりをもちらながら対応していく必要があるため、学校を受付窓口としており、今後も引き続き学校で対応していくと考えています。【学校教育課】

④無償にする考えはありません。【学校教育課】

回 答

4.

①小規模な市町村の国保は保険財政が不安定になりやすく、国保の安定的かつ持続的な運営を必要とするため、広域化は必要です。【保険年金課】

②保険料（税）について

ア. 保険税は低所得者への制度として、所得に応じて7割、5割、2割の軽減制度があり、現在の減免制度を拡充する予定はありません。【税務課】

イ. 本市の国民健康保険税は、被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とすることとなっており、一部の被保険者の均等割のみ対象から外すことは考えておりません。【税務課】

ウ. 現在のところ、減免制度を設ける予定はありません。【税務課】

エ. 平成22年度より、失業または休廻業等により本年中の合計所得の見込みが前年中の所得の2分の1以下に減少すると認められる者を有する世帯のうち、前年中の合計所得金額が200万円以下の世帯（非自発的失業者の軽減該当者は除く）で、減少した者の税額のうち所得割り額の2分の1の額を減免する制度を設けました。【税務課】

③保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の交付は、国保税の収納率向上と被保険者間の負担の公平を図ることを目的としていますが、公費負担医療等の対象者のいる世帯と中学生以下の被保険者については資格証明書の交付対象から除外しております。また、特別な事情がある世帯には、その世帯の実情を把握し、むやみに資格証明書を交付するものではありません。なお、義務教育終了前の子どもについて、その世帯主と直接、事情等を聞かせていただくよう窓口交付の案内をいたしております。【保険年金課】

イ. 給付の制限はしておりません。【保険年金課】

ウ. 保険税のお支払の意思を持って、分納していただいている世帯には、正規の保険証を交付しております。【保険年金課】

エ. 公平な税負担を図るため、それぞれの世帯の事情を考慮し、適切に対応してまいりたいと存じます。【税務課】

回 答

④一部負担金の減免については、「常滑市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱」基づいて実施し、制度の周知にも努めます。【保険年金課】

5.

ア. 自立支援医療（精神通院）については、住民税の課税状況に関わらず、本市においては市の精神障がい者医療費助成制度により通院医療費は無料になっています。【福祉課】

イ. 国制度に則り実施します。（障がい者については、本人及び配偶者、障がい児については保護者の所得状況によります）【福祉課】

ウ. 地域生活支援事業について予算状況によりサービスの制限を実施したことはありません。

【福祉課】

エ. 国制度に則り実施します。（国制度で「食費に係る人件費支給」などの軽減措置があります）

【福祉課】

オ. 国制度に則り実施します。（区分に応じた利用料の制限は行っていませんが、障がい者のニーズに応じた福祉サービスの利用ができるよう、意向把握を充分に行い、障害者程度区分認定審査会において区分を決定しています）【福祉課】

6.

①歯周疾患検診は事業開始時から、特定健診については平成22年度から無料で行っています。がん検診（女性特有のがん特定年齢以外）については、今後も一部負担金をお願いしていきます。また、特定健診は今後も個別医療機関で実施していきます。検診期間の拡大については、検討していきます。【保健予防課】

②ヤング検診（若年住民検診）として集団で4回実施しています。一部負担金は今後もお願いしていきます。【保健予防課】

7.

①国庫補助制度ができた段階で検討していきます。【保健予防課】

回 答

②愛知県市長会等を通じて要望していきます。【保健予防課】

8.

①生活保護制法に基づき申請の意思を確認し、申請権を侵害しないよう適切に対応しています。また、保護の必要な方につきましても、保護の基準により乱給、漏給のないよう対応しています。

【福祉課】

②国の基準により、適切な職員数で業務を行います。【福祉課】

【3】1. 2. 3

陳情を受けてから市議会議長に提出し、受理後に全議員に写しを送付します。【議事課】